

第4節 中小企業の事業の共同化等に寄与する事業の建築物等の用に供する開発行為
〔法第34条第6号〕

法第34条第6号

都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

〔審査基準 2〕

本号では、中小企業の振興の重要性に鑑みて、国、都道府県等が都市計画上の配慮をしつつ立地を助成しているものについて、許可し得ることとする。

- 1 「都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に基づく助成を受けるものをいう。
- 2 「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロ又は第4号(前号ロに係るものに限る)に基づく共同化又は活性化の事業の用に供するものをいう。
- 3 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地の外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。
- 4 申請に係る建築物の用途が工場である場合には、建蔽率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。

＜留意事項＞

- ア 本号に該当するものであっても、原則的には市街化区域で行うべきであり、市街化調整区域では、真にやむを得ない場合に例外的に認めるものであるため、中小企業担当部局と十分な事前調整を行う必要がある。
- イ 要件3の「適切に緑化されている」については、開発面積(敷地増を図る場合にあっては、増加面積)が5000平方メートルを超える場合にあっては、緑地が開発面積又は増加面積の15パーセント以上確保されていること。なお、緑地計画については、「開発許可基準等に関する審査基準集(技術基準編)」の樹木の保存及び緩衝帯に関する技術基準にも適合させる必要があるので、留意すること。
- ウ 要件4の建蔽率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。